

実用品デザイン(応用美術)の保護範囲 (創作部分の抽出の有り様と類否判断について)

——TRIPP TRAPP事件——

知的財産高等裁判所 平成27年4月14日

平成26年(ネ)第10063号 著作権侵害行為差止等請求控訴事件

原審：東京地方裁判所 平成26年4月17日判決

平成25年(ワ)第8040号 著作権侵害行為差止等請求事件

三 山 峻 司*

抄 録 TRIPP TRAPP事件の本件知財高判は、実用品の応用美術の著作物性を肯定するのに慎重であった裁判例の傾向から大きく踏み出した。この舵取りは知財高判第2部かぎりのものか、今後とも果して続く傾向かは、注意深く見守る必要がある。

実用品の応用美術の著作物性を肯定した上で、どの点に個性的な表現の表出があり、抽出した当該部分を被疑表現物と対比し、どのように類否判別するかについて検討課題を本件は残した。この課題は著作物一般に通底する課題であるが、実用品である本ケースにおいて明瞭化して表われた。さらに、実用品の酷似的な表現の模倣に対する法的保護のあり方についても問題を提起している。

実用品デザイン(応用美術)に関する現況の検討課題と対応のあり方を実務的な視点から考えてみたい。

目 次

1. はじめに
2. TRIPP TRAPP事件
 2. 1 事案の概要
 2. 2 地裁判決
 2. 3 知財高裁判決
3. 考 察
 3. 1 応用美術の著作物性をめぐる実務の現況
 3. 2 応用美術の著作物性は、どのようにとらえられるべきか
 3. 3 応用美術の著作物性ある部分の抽出の有り様について
 3. 4 対比による類否判断のしかた
 3. 5 酷似的な表現の模倣に対する法的保護のあり方(不法行為との関係)
 3. 6 おわりに 一本判決の意義と評価

1. はじめに

実用品という応用美術の著作物性について、これまでの裁判例は、純粋美術と比肩しつつ一般の著作物について要求されるよりも高い創作性を要求してきたように思われる。本件知財高判[第2部](以下、本判決という)は、これらの傾向とは異なるアプローチをとった。その方向性は首肯できる。しかし、著作物性を肯定した結果としての創作部分の把握の有り方と当該創作部分と被疑表現物との対比による類否判断については、課題を残す判決である。

* 弁護士・弁理士 京都産業大学法科大学院 教授
Shunji MIYAMA

本判決のようなアプローチが今後も続くか否かは注意深く見守る必要がある。また、本判決を踏まえた実務的な対応も必要である。

本稿は、実用品の応用美術の著作物性と侵害判断及び不法行為の点に絞って、本判決の評価と課題について検討する（不正競争防止法に係る部分は割愛する）。

2. TRIPP TRAPP事件

2.1 事案の概要

以下、一審原告（控訴人）をX、一審被告（被控訴人）をYと記して述べる。

Xらは、ノルウェー法人で、X製品はX1の代表者により幼児用のハイチェアとしてデザインされ、X2により製造・販売・輸出され、日本にも輸入して販売されている。

Yは、育児用品家具の販売を業とする会社である。Y製品1～4を製造・販売しているほか（ただし、Y製品1は平成25年2月に製造を終了）、現在、Y製品5及び6を製造・販売している。

Xらは、Yに対し、Y製品の形態がX製品の形態の特徴に類似しており、YによるY製品の製造等の行為は、①X1の有するX製品の著作権及び同著作権についてX2の有する独占的利用権を侵害するとともに、不競法2条1項1号又は2号の「不正競争」に該当する、仮に、上記侵害及び不正競争に該当すると認められない場合であっても、少なくともXらの信用等を侵害するものとして民法709条の一般不法行為が成立する旨主張して、Y製品の製造、販売等の差止め、損害賠償金の支払等を求めた。

2.2 地裁判決

(1) 著作権又はその独占的利用権の侵害の有無について、大要、下記のように判示し、そのデザインは著作物にあたらぬとして、Xらの

請求を棄却した。

記

X製品は工業的に大量に生産され、幼児用の椅子として実用に供されるものであるから（弁論の全趣旨）、そのデザインはいわゆる応用美術の範囲に属するものである。そうすると、X製品のデザインが思想又は感情を創作的に表現した著作物（著作権法2条1項1号）に当たるといえるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である。

本件についてこれをみると、X製品は、……幼児の成長に合わせて、部材G（座面）及び部材F（足置き台）の固定位置を、左右一対の部材Aの内側に床面と平行に形成された溝で調整することができるように設計された椅子であって、その形態を特徴付ける部材A及び部材Bの形状等の構成も、このような実用的な機能を離れて見た場合に、美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えているとは認め難い。したがって、そのデザインは著作権法の保護を受ける著作物に当たらないと解される。また、応用美術に関し、ベルヌ条約2条7項、7条4項は、著作物としての保護の条件等を同盟国の法令の定め委ねているから、著作権法の解釈上、上記の解釈以上の保護が同条約により与えられるものではない。

(2) また、一般不法行為上の違法性の有無について、下記のように判示し、Xらの不法行為に基づく請求も棄却している。

記

……Y製品の形態がX製品の形態に類似するとはいえず、また、取引者又は需要者において、両製品の出所に混同を来していると認めるにも足りないから、Y製品の製造・販売によってXらの信用等が侵害されたとは認められない。し

たがって、Y製品の製造・販売が一般不法行為上違法であるということとはできない。

2.3 知財高裁判決

(1) 結論は原審を是認した。しかし、理由付けは原審がX製品の著作物性を否定したのに対し、X製品の著作物性を肯定しつつ、Y製品との類似性を否定したことによる。

大要、下記のように判示して控訴を棄却した(判決引用部分中のアンダーラインは執筆者が付記。また書証の号証番号は省略し、略称は略称として記した)。

(1) - 2 X製品の著作物性の有無／応用美術の著作物性の一般論について

記

ア 著作権法は、同法2条1項1号において、著作物の意義につき、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と規定しており、同法10条1項において、著作物を例示している。

X製品は、幼児用椅子であることに鑑みると、その著作物性に関しては、上記例示されたもののうち、同項4号所定の「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」に該当するか否かが問題になるものと考えられる。

この点に関し、同法2条2項は、「美術の著作物」には「美術工芸品を含むものとする。」と規定しており、前述した同法10条1項4号の規定内容に鑑みると、「美術工芸品」は、同号の掲げる「絵画、版画、彫刻」と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解される。

しかしながら、X製品は、幼児用椅子であるから、第一義的には、実用に供されることを目的とするものであり、したがって、「美術工芸品」に該当しないことは、明らかといえる。

イ そこで、実用品であるX製品が、「美術の著作物」として著作権法上保護され得るかが問

題となる。

この点に関しては、いわゆる応用美術と呼ばれる、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物(以下、この表現物を「応用美術」という。)が、「美術の著作物」に該当し得るかが問題となる。ところで、応用美術については、著作権法上、明文の規定が存在しない。

しかしながら、著作権法が、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と」していること(同法1条)に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべきである。

したがって、X製品は、上記著作物性の要件を充たせば、「美術の著作物」として同法上の保護を受けるものといえる。

(1) - 3 応用美術の著作物性の創作的部分の把握について

記

ア 著作物性の要件についてみると、ある表現物が「著作物」として著作権法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したものであることを要し(同法2条1項1号)、「創作的に表現したもの」といえるためには、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。表現が平凡かつありふれたものである場合、当該表現は、作成者の個性が発揮されたものとはいえず、「創作的」な表現ということとはできない。

応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、

家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり……、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。

イ そして、著作権侵害が認められるためには、応用美術のうち侵害として主張する部分が著作物性を備えていることを要するところ、Xらは、Xら主張に係るX製品の形態的特徴、……のとおりに「左右一対の部材Aの内側に床面と平行な溝が複数形成され、その溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）をはめ込んで固定し、部材Aは床面から斜めに立ち上がっている」という形態に係る著作権が侵害された旨主張するものと解される。

そこで、Xら主張に係るX製品の形態的特徴につき、著作物性の有無を検討する。

a オフィスチェア、ソファ、ツール等を別として、ダイニングチェア、リビングチェア、学習用の椅子など、一般的に家庭で用いられる1人掛けの椅子は、子供用のものも含め、4本脚のものが比較的多い……。独立行政法人国民生活センターが実施した乳幼児用チェアの安全性のテストに係る報告書においても、4本脚の乳幼児用チェアが図示されている一方、2本脚のものは示されていないこと……にも鑑みると、X製品及びY製品が属する幼児用椅子の市場においても、4本脚の椅子が比較的多いものと推認できる。

以上によれば、Xら主張に係るX製品の形態的特徴は、「左右一対の部材A」の2本脚である点において、特徴的なものといえる。

b (a) この点に関し、平成18年1月発行の雑誌「BabyLife no. 1」に掲載されている、当時日本国内で流通していた幼児用のハイチェア

のうち、「ウィッパーズ」、「ゴイター」、「スクスク」、「シャート」及び「アップリカUN」、平成5年11月発行の雑誌「狭さ克服センスアップ・レッスン 夢を育む子供部屋」に掲載されている「ダックチェア」、株式会社匠工芸のホームページに掲載されている「パロットチェア」（同ホームページ開設日及び掲載日のいずれも、不明。）、平成14年11月発行の文献「近代椅子学事始」に掲載されている「コイノドチェア」並びに平成2年10月発行の文献「家具デザインの潮流 チェアデザイン・ウォッチング 愛知県」に掲載されている「T-5427」は、いずれも2本脚の椅子であり、「左右一対の部材A」が「床面から斜めに立ち上がっている」構成を有している。

(b) i 「シャート」、「ダックチェア」、「パロットチェア」、「コイノドチェア」及び「T-5427」は、いずれも「部材Aの内側」に形成された「床面と平行な」「複数」の「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」たものでないことは、明らかといえる。

ii 他方、「ウィッパーズ」、「ゴイター」、「スクスク」及び「アップリカUN」は、「部材G（座面）」及び「部材F（足置き台）」については、Xら主張に係るX製品の形態的特徴と同様の特徴を備えているとみられる（ただし、「ゴイター」の足置き台は、固定されている可能性がある。）。

しかしながら、X製品は、「部材A」と「部材B」の成す角度が約66度であるところ（弁論の全趣旨）、「ウィッパーズ」及び「ゴイター」のいずれも、「部材A」と「部材B」の成す角度は、より直角に近いことが看取できる。また、X製品は、「部材A」が「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合され、直接床面に接しているところ、このような形態は、「ウィッパーズ」、「ゴイター」、「スクスク」及び「アップリカUN」のいずれにおいても、見られない。

すなわち、「ウィッパーズ」は、「部材A」と「部材B」の各先端が黒色の留め具のようなもので結合されており、「ゴイター」及び「アプリカUN」は、「部材A」が「部材B」上面の中ほどから前方寄りの部分に結合されており、床面には接していない。「スクスク」は、「部材A」と「部材B」の結合部分が三角形状となっている。

以上に鑑みると、「ウィッパーズ」、「ゴイター」、「スクスク」及び「アプリカUN」は、「部材A」が「床面から斜めに立ち上がっている」客観的形態において、鋭角を形成しているX製品とは異なるものといえる。

iii X製品における「部材A」と「部材B」の成す角度は、前述した「シャート」、「ダックチェア」、「パロットチェア」、「コイノドチェア」及び「T-5427」に比しても、小さい。また、「部材A」と「部材B」の結合態様についても、X製品と同様のものは、上記のうち「シャート」のみである。

X製品は、上記の「部材A」と「部材B」の成す角度及び結合態様によって、他の2本脚の椅子に比して、鋭角的な鋭い印象を醸し出している。

c 幼児用椅子としての機能に着目してみると、財団法人製品安全協会作成に係る「乳幼児用ハイチェアの認定基準及び基準確認方法」において、乳幼児用ハイチェアの安全性品質につき、「安全性品質基準」が定められているところ、「外観、構造及び寸法」の項目の「認定基準」においては、「(1) 各部の組付けが確実であること。」などの抽象的記載や、「床面から座前縁中央までの最高位の高さは450mm以上600mm以下であること。」など安全性の観点から許容される高さや各部材の寸法の範囲、強度などの記載がみられるにとどまり、具体的な形態を指定する記載はない。

また、幼児用椅子という用途に鑑みると、使用する幼児の身体の成長に合わせて座面及び足

置き台の高さを調節する必要性は認められるが、同調節の方法としては、Xら主張に係るX製品の形態的特徴における方法、すなわち、「左右一對の部材Aの内側に床面と平行な溝」を「複数形成」し、「その溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）をはめ込み、適宜、「部材G（座面）及び部材F（足置き台）」をはめ込む溝を変えて高さを調節するという方法以外にも、ボルトやフック、ねじ等の留め具を用いるなど種々の方法が存在する。

以上に鑑みると、……Xら主張に係るX製品の形態的特徴が、幼児用椅子としての機能に係る制約により、選択の余地なく必然的に導かれるものということは、できない。

d 以上によれば、Xら主張に係るX製品の形態的特徴は、①「左右一對の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、作成者であるXの代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。

したがって、X製品は、前記の点において著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当する。」

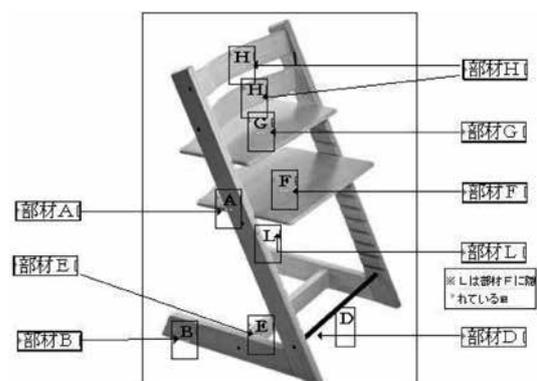


図1 X製品

(1) - 4 侵害の有無／被疑表現物との類否判断について

記

ア ……X製品は、Xら主張に係るX製品の形態的特徴につき、①の点並びに②の点において著作物性が認められる。

このことから、X 1の著作権及びX 2の独占的利用権の侵害の有無を判断するに当たっては、X製品において著作物性が認められる前記の点につき、X製品とY製品との類否を検討すべきである。

イ ……X製品は、Xら主張に係るX製品の形態的特徴につき、①「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、②「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固定し」ている点に著作物性が認められるところ、Y製品は、いずれも4本脚であるから、上記①の点に関して、X製品と相違することは明らかといえる。

他方、Y製品は、4本ある脚部のうち前方の2本、すなわち、X製品における「左右一対の部材A」に相当する部材の「内側に床面と平行な溝が複数形成され、その溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）をはめ込んで固定」しており、上記②の点に関しては、X製品と共通している。また、Y製品3、4及び6は、「部材A」と「部材B」との結合態様において、X製品との類似性が認められる。

しかしながら、脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。

以上によれば、Y製品は、X製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。

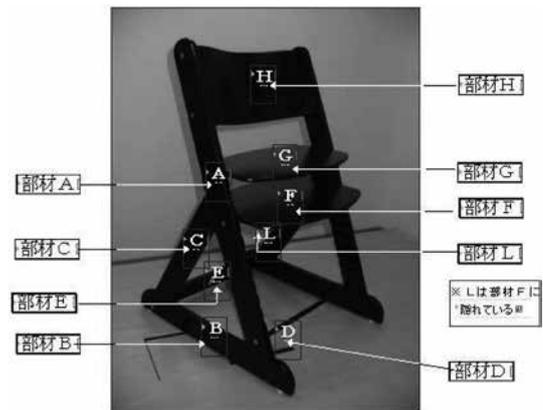


図2 Y製品1

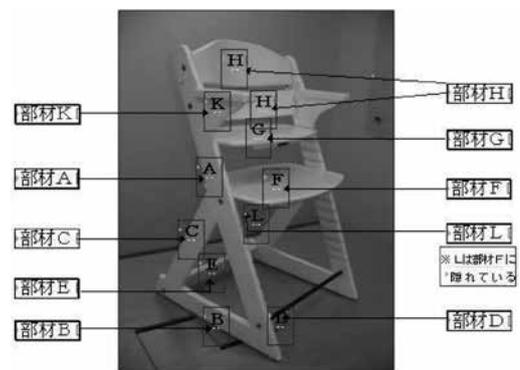


図3 Y製品3

(2) 一般不法行為の成否について、下記のように判示し、Xらの不法行為に基づく請求も棄却している。

記

前記2及び3によれば、Y製品は、X製品を模倣したものと認められず、Y製品の販売等の行為が、X製品と混同を生じさせる行為ということもできないから、一般不法行為が成立しないのは、明らかである。

3. 考 察

応用美術に関しては、次の4点に焦点をあてて考察したい。第1に、実用品の応用美術の著作物性をどのように考えるか、その前提として応用美術自体の概念をどのように整理すべきか。第2に、実用品の応用美術の著作物性を肯定するとして、その創作部分をどう把握すべき

か。第3に、当該創作部分と被疑表現物との対比をどのように行うべきか。第4に、被疑侵害表現が酷似的表現である場合の法的保護について触れる。最後に、本判決の評価と課題をまとめる。

3. 1 応用美術の著作物性をめぐる実務の現況

(1) 昭和45(1970)年の現行著作権法の制定時に、改正に当たっての重要事項の1つとして「応用美術の保護」について言及した答申等(昭和41年4月20日付)は、美術工業品の保護を明らかにするほかは、おおむね現状を維持することとして「著作権制度および工業所有権制度を通じての図案等のより効果的な保護の措置を、将来の課題として考究すべき」とした。それから既に50年近くを経過した。

現行法施行後に集積された応用美術に関する裁判例を踏まえて、具体的な保護の有り様の現況を整理すると次のように要約できると考える¹⁾。

すなわち、「実用に供された」美的表現は、制作が鑑賞目的であろうと実用目的であろうと、一品制作品であろうと量産品であろうと、あるいは制作者が画家・デザイナー・一般人であろうと、応用美術の範囲に属すると割り切り、裁判例における応用美術の類型化としては、①「模様」、「図案」のケース(創作性自体が否定される傾向にある。例えば帯図柄・化粧紙・デザイン文字など)、②表現が物品の実用性から大きく制約を受けるケース(純粋美術と比肩する程度の創作性があるかのテストを要する。例えばペットボトルや建築資材等のデザインなど)、③表現が物品上の制約を受け難いケース(美術著作物に準じて判断する。例えばTシャツのプリント模様絵柄・便箋封筒の絵柄・ポスターやカレンダー・ブック表紙デザインなど)に分けることができる。

(2) 上記のように応用美術といってもその範

囲は広い。

本判決も指摘するとおり「応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様である」。

本判決は、応用美術の中でも、上記の①でもなく③でもない②に属する物品の実用性から表現が制約を受ける幼児用の椅子という実用品の著作物性を積極的に肯定した裁判例として意義がある。応用美術と一絡げにせず、どのような領域の実用品についての判断であったかが重要である。

3. 2 応用美術の著作物性は、どのようにとらえられるべきか

(1) 応用美術の概念は所与のものではない。「応用美術」は、「純粋美術」に対置して使用される。しかし、著作権法には「美術」という用語が使用される条文はあるが²⁾、純粋美術という語も応用美術という語もない。

実用品という応用美術の著作物の創作性判断は、純粋美術という概念を引き合いに創作性判断が行われてきた。そこで行われる判断は純粋美術を梃子に第三者との関係で実用品に表わされた表現の独占の範囲と後発表現の自由度の確保のバランスをはかることである。要は、応用美術の範囲とその創作性の有無・程度を著作権法の制度目的から適切に定めうるかが課題である。

著作権法と意匠法との関係は、各法の要件を充せば保護の効果(依拠・過失の推定など)は異なるが、二重保護の可能性があるだけで、意匠法により著作権法の適用範囲を謙抑的に解釈する必要はない。意匠法の存在意義から著作物の創作性の程度が決められるのではない。著作権法の存在意義から創作性の程度が導かれる。

(2) 本判決も応用美術の保護に関し、意匠法との関係について、現行著作権法の成立当時の経緯、著作権法と意匠法の趣旨・目的のちがいやそれぞれの権利の差異等を踏まえて「応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを

根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難いというべきである。」とした。

そして、「応用美術につき、著作物としての認定を格別厳格にすれば、他の表現物であれば個性の発揮という観点から著作物性を肯定し得るものにつき、著作権法によって保護されないという事態を招くおそれもあり得るものと考えられる。」とした。すなわち純粋美術を引き合いに出さず、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、2条1項1号の著作物としての創作性を実用品という形態の中で認定できるとする。条文の文言どおりということになる³⁾。

そして次に応用美術の創作性の有無を実用品においてどのように具体的に探るかという問題が出てくる。

3. 3 応用美術の著作物性ある部分の抽出の有り様について

(1) 実用品（例えば筆記具・自動車・花瓶など）の制作において通常行われる程度の美的処理の創意工夫（例えば、待ち易さなどの使い勝手や見た目の重厚感や軽快感など実用性の観点から凝らす創意工夫）の通例行われる範囲での美的表現は著作物性（創作性）が否定される。それは、実用性を発揮するという機能の範囲における表現、あるいは誰でも思い巡らす実用機能の範囲での個性の表出とまではいえない表現の域を出ないものだからである。また、この領域の範囲での表現は、後発表現の自由度を確保しておく必要がある。

本判決が「応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるので、その表現については、同機能を発揮し得る範囲内のものでなければならない。応用美術の表現につ

いては、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、……応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものにとどまる……」と判示するのも同じ趣旨であろう。

問題は、実用品にあって、実用的な機能に制約されない具体的な個性の表出部分をどのように特定するかの手法である。

(2) 本判決の判断手法は、Xらが、X製品の形態的特徴について、「左右一対の部材Aの内側に床面と平行な溝が複数形成され、その溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）をはめ込んで固定し、部材Aは床面から斜めに立ち上がっている」という形態に係る著作権侵害を主張したことから、この主張に沿って、X表現物に着目して創作性を判断し、その上でY表現物を観察して、Xの創作的な表現と認められる部分が再生されているか否か検討する二段階の作業を行う「二段階テスト」を行った。

そして、X著作物の創作的な表現部分を抽出するのに、これまでにある表現と比較しつつ、当該創作部分を個別要素に分解して対比する「個別要素分解対比手法」をとった。

家庭で用いられる1人掛けの椅子は、子供用のものも含め、4本脚のものが比較的多く、4本脚の乳幼児用チェアもあることから、X製品の形態的特徴を、「左右一対の部材A」の2本脚にある点とし、さらに2本脚の椅子で、「左右一対の部材A」が「床面から斜めに立ち上がっている」構成を有する複数の幼児用チェア等の形態の「部材A」と「部材B」の成す角度及び結合態様と比較した結果、①「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側に形成された「溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）」の両方を「はめ込んで固

定し」ている点、②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、「創作的」な表現があると認定した。

(3) 一般論として、作成過程にあらかじめ定められたルール・記号を使用する制約の中で創作の幅が狭い著作物（プログラム・地図や学術的な性質を有する図面など）や実用的な使用に供する制約から似かよった構成になる部分が多いと考えられる実用品の形態の場合には、「二段階テスト⁴⁾」が向いている。この種の著作物に「濾過テスト⁵⁾」をとると類似点が多く見出され、その類似点の表現内容の検討に手間がかかる。

しかし、「二段階テスト」も「濾過テスト」も侵害判断のための便宜的な手法である。

これらのテストにおいて、著作物の創作性を把握する場合、次の点に留意が必要である。

個別要素に創作部分を分解して、それまでにある表現と比較して引き算し、残った部分に創作部分があるという行き方は、木を見て森を見ずの弊害を伴う。創作部分（表現上の本質的特徴）をある程度まとまりのある表現の塊としてみないと細分化すればする程に当該部分は単なるアイデアや事実になってしまう⁶⁾。著作物における創作とは何かという根元的な問いかけに晒される。

個々の表現上の構成要素は、見る者に対して与えようとした印象効果を実現するものとして創作者が熟慮を重ねて表現するが、表現上の諸要素は、個々に部分部分が独立して表現上の特徴をなすだけではなく、それ以上に相互に関連性を有するまとまりのある一体的な表現として当該著作物を特徴付ける。部分は全体の中にある意味を有する。部分は全体あつての部分となる。部分部分が組み立てられた有機的の一体としての表現作品全体としての表現上の創作性を見る視点が重要である。

(4) 本判決が、上記①②の2点の個別要素部分に限定して「創作的」な表現があると認定した点は、違和感を覚えるのではなかろうか。幼児用の椅子のXY製品に接する者が鑑賞時に①②だけを取り出して見比べるであろうか。果して、上記①②の2点が、X製品の表現の本質的な特徴部分であろうか。その類似点の本質的なもの（substantially similar）といえるか疑問が残る。①②の個別点に加えて、全体的な要素を加味した上での看者が結果としてどのようにXY製品から感得するものがあるかという視点からの類否判断であることが望まれる。

本判決は、応用美術は実用に供され、産業上の利用を目的とするから、「その実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を発揮し得る表現でなければならないという制約が課されることから、著作物性が認められる余地が、応用美術以外の表現物に比して狭く、また、著作物性が認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものにとどまるのが通常」とし、その上で、幼児用椅子としての機能と幼児用椅子という用途に鑑みて「Xら主張に係るX製品の形態的特徴が、幼児用椅子としての機能に係る制約により、選択の余地なく必然的に導かれるものということは、できない。」として、「創作的」な表現の肯定に結びつけている。

まず第1に、実用品の創作性を絞る点で、選択の幅をどうみるかということがある。

Yも主張するように、X製品は椅子という実用品である。そして、椅子に必須の基本的構成である脚部の形状に関するものである。本判決が判示するとおり、「特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴う」。

このような実用品につき、作成者の個性の発揮される選択の幅を限定する要素、すなわち実用機能からくる表現上の制約要素が明確化され

ることが今後の課題となる。表現に選択の幅があり、その幅の中で特定の表現を選択したことに作成者の個性の発揮された部分があると実用品の形態表現で割り切れるかである。このような割り切りは、著作人格権の行使を含め実用品について後発表現の自由度を大きく制約してしまう。

さらに第2として、全体的な要素を加味するという点で、実用品に限らず著作物一般に通底する「創作」という概念をいかに言語化するかという根本的な問題がある。

全体的な印象、例えば「重厚感」や「鋭い」、「かわいい」などの形容詞で人によって感じ方が異なる相対的なイメージを言語化して、これをあてはめて納得感のある判断を示すことが出来るかという問題である。

本判決が指摘するように、『美的』という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり、何をもって『美』ととらえるかについては個人差も大きく、客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多いから、判断基準になじみにくいものである⁷⁾。

(5)「二段階テスト」と「個別要素分解対比手法」を出発としながら、いかに全一的な要素を加味して「一体的・全体的な観察手法」も取り入れつつ創作性ある表現を把握して説得力のある対比ができるかである。著作物に対する把握手法として必ずしも満足のいく手法ではないことを意識しつつ「二段階テスト」と「個別要素分解対比手法」により、とりあえずは多くの場合に妥当な結論を導くことができるのではなからうか。

3. 4 対比による類否判断のしかた

(1) (応用) 美術の表現と被疑表現物の類否判断(複製権・翻案権・同一性保持権侵害)は、被疑表現物から侵害著作物の「表現上の本質的特徴を直接感得できるか」という判断手法で行

われる⁸⁾。

この判断手法からは、本件でもY各製品からX製品の表現上の本質的特徴を直接感得できるか否かが侵害の成否を分けることになる。しかし、時として、本判決のように権利者の創作部分が被告表現物になれば非侵害という筋道で判示される。著作物をそれぞれ単独で見た場合の「創作部分」の特定と類否判断(複製権・翻案権・同一性保持権侵害)で示される被疑表現物からの「表現上の本質的特徴の直接感得性」との関係は今一つははっきりしない⁹⁾。

権利者の創作部分が、被疑表現物に含まれていれば、被疑表現物から権利者の著作物の「表現上の本質的特徴を直接感得できる」と即いえるのか。検討の要する問題である¹⁰⁾。

(2) 本判決も採用したような「創作部分」の抽出と被疑表現物との間の類似判断は、意匠権侵害における「意匠の要部」の抽出と被疑侵害物品との間の類否判断と極めて近似する¹¹⁾。意匠の場合は、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」(意匠法24条2項)という法文の基準が示されている。しかし、著作権法には、創作性判断や2つの表現物の対比から受ける印象を誰の視点を基準として判断するかについて明確ではない¹²⁾。また、意匠の場合は、観察方法(全体観察・要部観察・隔離観察・対比観察など)や、どのような観点(看者の最も注意を惹く要部など)で類似判断するかは、ある程度定まったものがある。しかし、著作権法では、応用美術に限らず明確ではない。

また、意匠の場合、部分意匠制度がある。著作物の場合、これまでにある表現と比較し、「個別要素分解対比手法」をとってX著作物の創作的な表現の部分を抽出した個別要素の創作部分が、全体の中に埋没してしまう要素か、他の諸要素を凌駕する特徴ある部分か、あるいは当該

創作部分以外の周辺の要素を取り込んでどのように判断するかという点も、ケースにより一律に決めがたい。

さらに、意匠の場合、侵害に意匠権についての知・不知は問われないが、著作権の侵害には「依拠」が必要となる。

いずれにしても、著作権侵害における類似判断の手法が明瞭でなければ、侵害の成否についての事前分析は進まず予測が立ちにくく混乱が生じる。

権利者側は、自らの実用品としての著作物を被疑表現物と対比しつつ、創作的な当該部分が被疑表現物に含まれるようにその部分を抽出して構成しなければならない。相手方(後発者)は、酷似的なそっくりそのままの表現を避けるとしても、創作部分と認定される部分を予想して、当該部分を含まない利用を探り、出来るだけ公知周知の形態の表現物を訴訟においては呈示する必要がある(著作権の場合、出願前後という概念はないから、これに縛られず随時これらの資料を提出することになる。本件でも昭和47年頃のデザインの創作時点以降の資料が認定の基礎として多く利用されている。この点で、意匠の要部の絞り込みと類似判断よりさらに不明瞭となる。))。

著作権侵害の判断手法が意匠権侵害の判断手法と近似すればする程に、著作物における創作的表現と意匠における「視覚を通じて美感に起こさせるもの」の相違点は何かが改めて問い直されることになる¹³⁾。

(3) 本判決は、脚部の本数に係る相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、この相違点はXY製品の共通点を凌駕するという点も非類似の一理由としている。この点は、作品としての全体的表現を比較して類似性を判断すべきか否かという「全体比較論」に関係するが、実用品において既述の「創作部分」と「表現上の本質的特徴の直接感得性」との関係を含

め、「全体比較論」はどのように位置付けられるのかも検討を要する¹⁴⁾。

3. 5 酷似的な表現の模倣に対する法的保護のあり方(不法行為との関係)

(1) 実用品の応用美術の創作性について、純粹美術と比肩する程度の創作性があるかのテストを行い創作性の程度を厳しくすると、実用品に表された著作物性の否定される表現を、第三者がそっくりそのまま故意に模倣する行為がまかり通る。不法行為との関係で北朝鮮映画事件(最〔1小〕判平成23年12月8日民集65巻9号3275頁)は、「……同法が規律とする著作権の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である」とし、著作権非侵害で不法行為の成立を認めたそれまでの事案(例えば、佐賀袋帯事件/京都地判平成元年6月15日判時1327号123頁、ヨミウリオンライン見出し事件/知財高判平成17年10月6日裁判所HP、通勤大学法律コース事件/知財高判平成18年3月15日裁判所HP)と同種事案では、不法行為の成立の余地が極めて狭くなったと理解できる。現に星座板事件(大阪地判平成25年4月18日裁判所HP)では、最判の射程をそのように捉えている。

(2) 本件においても、不法行為に基づく損害賠償請求の根拠として、著作権侵害及び不正競争に該当すると認められない場合であってもとして、著作権侵害・不正競争防止違反行為による利用そのものを理由とせず、Xらの信用等を侵害することを理由としたのは、上記の最判の射程を意識してのことであろうか。

いずれにしても、実用品の形態のそっくりそのままの模倣形態(ファブリック家具・ジェネリック家具などともいわれる)については、当該実用品の形態のいずれかの部分に創作性が認められれば、著作権侵害を問えることが可能と

なり、それによって不法行為に基づく損害賠償も可能となることを本判決は示している。

3. 6 おわりに 一本判決の意義と評価―

本判決は、実用品という応用美術の表現に一般の著作物（法2条1項1号）と同じレベルの「創作的に表現したもの」の基準により創作性を肯定する姿勢を示した点に意義がある。

しかし、当該創作性を本書3.1(2)で記載した②の類型の実用品においてどのように把握するかという点に課題のあることを示した。本判決のような創作部分の把握の仕方は、意匠の要部の認定とどう違うのかという疑問も出る。また、実用品の著作物性の絞り方により当該部分が被疑表現物にあれば足りることになるが、それがどの部分かという予測がつきにくい。権利者側は、訴訟において当該部分の抽出を自らの表現物と被疑表現物と対比しつつ、被疑表現物に含まれる構成にしなければならない。相手方（後発者）は、酷似的なそっくりそのままの表現を避けるとしても、創作部分と認定される部分を予想して、当該部分を含まない利用を探らなければならない。

酷似的な模倣表現に対しては、実用的なデザインであっても応用美術の著作物性を認めたことにより著作権侵害として保護される余地のあることを本判決は示した。前掲北朝鮮映画事件最判によって示された不法行為による救済の幅の狭いことを考えると、実用品の酷似的な模倣表現について不法行為の成立の余地を広げたという点でも意義がある。

注 記

- 1) 拙稿「応用美術の著作物の保護」(牧野利秋ほか編・知的財産法実務大系Ⅲ著作権法, その他, 全体問題 青林書院2014年, 47頁)
- 2) 2条1項1号, 2条2項, 4条4項, 10条1項4号, 16条, 18条2項2号, 25条, 45条1項・

2項, 46条, 47条の2, 58条

- 3) 創作性の判断につき、本書3.1(1)に記載した③の類型の応用美術の表現においては、純粋美術と同視し得るかとか「独立して美的鑑賞の対象となり得る程度の美的創作性の具備」といった遠回りした判断はこれまでも不要であり、法2条1項1号の創作性の有無のみを直截に問えば足りた。例えばフィギュアや絵柄の美術の著作物としての著作物性を問えば足りたチョコエッグ事件（大阪地判平成16年11月25日判時1901号106頁／大阪高判平成17年7月28日判時1928号116頁）や便箋・封筒絵柄事件（東京地判平成15年7月11日裁判所HP）など。このような③の類型のケースでは、簡明な判断が示せることになる。
- 4) 原著作物のみに着目して創作性を判断し、その上で被告表現物を観察して、原告の創作的な表現と認められる部分が被告の表現物に再製されているか否かを検討する二段階作業を行うやり方（田村善之・著作権法概説（第2版）有斐閣2001年, 48頁）。
- 5) X Y双方の表現の共通している要素を取り出し、そこが創作的な表現と認められるかという吟味を行うテスト（前掲注4）田村・48頁）。
- 6) この点を検討させる裁判例として、例えば、「二段階テスト」のアプローチをとった大阪地判平成21年3月26日「マンション読本事件」判時2076号119頁がある。同判決は、各イラストが一見してよく似ているとの印象が得られるとしながらも人物描写のうち本質的な特徴は、顔部を含む頭部に顕われた特徴に限定して、同部分の顔の輪郭・髪型・目の黒目の部分など細分化して各パーツを比較して、同部以外の部分の構成要素及びこれら各部分との関係を含めた全体から受ける印象や効果を対比から排除している。
- 7) 因みに、先発の本件と同じ椅子の著作物性が争われた事件（東京地判平成22年11月18日裁判所HP）では、ベルギー・デンマーク・フランス・ドイツ・オランダ・ノルウェー・スウェーデン及びスイスの各裁判所で著作物と確認されていると主張されている。
- 8) 最判昭和55年3月28日「パロディモンタージュ写真事件」判時967号45頁（同一性保持権につき）、最判平成13年6月28日「江差追分事件」判時1754号144頁（言語著作物の翻案につき）、最判平成13年10月25日「キャンディ・キャンディ事

件」判時1767号115頁（言語と絵画という異なる表現形式の間の翻案につき）、最判平成10年7月17日「本多勝一反論権（「諸君！」）事件」判時1651号56頁（要約につき）。

- 9) 創作的表現と表現上の本質的特徴の関係につき、高部眞規子「判例からみた翻案の判断手法」（著作権研究34号18頁）、大須賀滋「翻案権侵害の主張立証」（論究ジュリスト2号（2012）252頁）、奥邨弘司「翻案権侵害における全体比較論～米国における実質的類似性判断手法の紹介と若干の検討～」(L&T 66巻（2015年1月）22頁）。
- 10) 上野達弘「ドイツ法における翻案－「本質的特徴の直接感得」論の再構成－」（著作権研究34号47頁）。ALAI（国際著作権法学会）JAPAN2015のシンポジウム「著作物の類似性」（2015.12.5）における上野達弘「類似性をめぐる従来の議論と課題」及び横山久芳「類似性と要件事実論」による報告。
- 11) 意匠の類否は、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う」とされ（意匠法24条2項）、「意匠の類否の判断をするに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、その際、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、流通過程、公知意匠にない新規的な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者において、視覚を通じて最も注意をひかれる部分である要部を対象となる意匠から抽出して登録意匠と対象意匠とを対比し、要部における共通点及び差異点を中心に検討した上で、全体として、美感を共通にするか否かを基本として意匠の類否を判断すべきである」（東京地判平成22年5月14日「模造まつ毛ケース事件」裁判所HP）というのが裁判例の主流である。同旨東京地判平成23年12月26日「ごみ貯蔵器事件」裁判所HP、大阪高判平成25年10月10日「遊技台の台間仕切り板事件」裁判所HPなど。
- 12) 誰の視点から判断するかにつき、一定の美的感覚を備えた「平均的一般人」や「一般人」を基

準に純粋美術と同視しうる（大阪高判平成17年7月28日「チョコエッグ事件」判時1928号116頁）とか、平均的一般人の審美感を満足させる程度の美的創作性が必要（大阪地判平成11年9月21日「趣乃華〔商業書道デザイン〕事件」判時1732号137頁）と判示する裁判例がある。

- 13) 創作性と意匠法との関係について、上野達弘「応用美術の著作権保護－『段階理論』を超えて」パテント67巻4号（別冊11号）96頁、本山雅弘「応用美術の保護をめぐる著作権の限界づけと意匠権の保護対象」（牛木理一先生古稀記念「意匠法及び周辺法の現代的課題」発明協会2005年、469頁）。
- 14) 前掲注10) 前田哲男「翻案の判断における比較の対象と視点」（著作権研究34号74頁）。

参考文献

脱稿時に接した本判決の評釈等として

- ・小林利明「応用美術（椅子）の著作物性」ジュリスト1484号8頁
- ・村林隆一＝田上洋平「応用美術の著作物性について」知財ぷりずむVol.13 No.152 29頁
- ・田村善之「応用美術の著作物性が肯定された事例～TRIPP TRAPP事件～（上）・（下）」ビジネス法務10月号43頁、11月号96頁（2015年）
- ・中川隆太郎「問い直される実用品デザインの保護のルール－TRIPP TRAPP事件知財高裁判決のインパクト－」コピライトNo.653/vol.55 30頁
- ・中田裕人「『応用美術』は著作物と認められるか？」ビジネスロー・ジャーナル2015. 9月号（No.90）56頁
- ・森本晃生「裁判例評釈 いわゆる応用美術の著作物性判断基準につき従前の立場を変更した知財高裁第2部判決」パテントVol.68 No.10 67頁

（原稿受領日 2015年12月4日）